

各支給認定保護者の皆様

新潟認定こども園

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

新潟認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和7年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和7年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	233,238	233,238	212,268
5月	233,238	233,238	212,268
6月	233,238	233,238	212,268
7月	233,238	233,238	212,268
8月	294,258	231,518	210,548
9月	294,258	231,518	210,548
10月	292,758	230,018	209,048
11月	292,758	230,018	209,048
12月	291,458	228,718	207,748
1月	294,578	231,838	210,868
2月	291,458	228,718	207,748
3月	300,378	237,638	216,668

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	243,140	236,990	162,010	155,850	141,930	135,770	86,140	79,980	66,060	59,860
5月	243,120	236,970	161,990	155,830	141,910	135,750	86,120	79,960	66,040	59,840
6月	243,120	236,970	161,990	155,830	141,910	135,750	86,120	79,960	66,040	59,840
7月	243,120	236,970	161,990	155,830	141,910	135,750	86,120	79,960	66,040	59,840
8月	243,070	236,920	161,940	155,780	141,860	135,700	86,070	79,910	65,990	59,790
9月	243,050	236,900	161,920	155,760	141,840	135,680	86,050	79,890	65,970	59,770
10月	243,090	236,940	161,960	155,800	141,880	135,720	86,090	79,930	66,010	59,810
11月	243,090	236,940	161,960	155,800	141,880	135,720	86,090	79,930	66,010	59,810
12月	243,050	236,900	161,920	155,760	141,840	135,680	86,050	79,890	65,970	59,770
1月	243,530	237,380	162,400	156,240	142,320	136,160	86,530	80,370	66,450	60,250
2月	243,050	236,900	161,920	155,760	141,840	135,680	86,050	79,890	65,970	59,770
3月	255,350	249,200	174,220	168,060	154,140	147,980	98,350	92,190	78,270	72,070

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途245×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,900を追加。